

◎「令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱」新旧対照表

傍線部分は改正箇所

新	旧
別紙 令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱 (通則) 1 令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。 2 (略) (交付の対象) 3 この補助金は、<u>令和7年4月1日保発0401第1号</u>厚生労働省保険局長通知の別紙「令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業実施要綱」に基づき健保組合、協会、中央会、協議会及び健康会議が行う事業を交付の対象とする。 (交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1)～(2) (略) (3) 協議会が行う事業 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額の合計から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。	別紙 令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱 (通則) 1 令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。 2 (略) (交付の対象) 3 この補助金は、<u>令和6年4月1日保発0401第6号</u>厚生労働省保険局長通知の別紙「令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業実施要綱」に基づき健保組合、協会、中央会、協議会及び健康会議が行う事業を交付の対象とする。 (交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1)～(2) (略) (3) 協議会が行う事業 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額の合計から寄附金その他の収入額を控除した額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を選定する。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
ア～イ. (略)	(略)	(略)	(略)
ウ. 特定健診に係る受診率向上 <u>等</u> のための普及啓発事業	(略)	(略)	(略)
エ～ク. (略)	(略)	(略)	(略)

(4) (略)

5 (略)

(申請手続)

6 この補助金の申請手続は、次により行うものとする。

(1) 協議会の場合

- ① 様式2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。
- ② 都道府県知事は、①の申請書を受理し、これを審査し適正と認めたときは、様式1による申請書に関係書類を添えて、令和7年6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 健保組合、協会、中央会又は健康会議の場合

様式2による申請書に関係書類を添えて、令和7年6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、令和7年11月末日までに行うものとする。

8～10 (略)

(実績報告)

11 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) (略)

(2) 健保組合又は協会の場合

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
ア～イ. (略)	(略)	(略)	(略)
ウ. 特定健診 <u>等</u> に係る受診率向上のための普及啓発事業	(略)	(略)	(略)
エ～ク. (略)	(略)	(略)	(略)

(4) (略)

5 (略)

(申請手続)

6 この補助金の申請手続は、次により行うものとする。

(1) 協議会の場合

- ① 様式2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。
- ② 都道府県知事は、①の申請書を受理し、これを審査し適正と認めたときは、様式1による申請書に関係書類を添えて、令和6年6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 健保組合、協会、中央会又は健康会議の場合

様式2による申請書に関係書類を添えて、令和6年6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、令和6年11月末日までに行うものとする。

8～10 (略)

(実績報告)

11 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) (略)

(2) 健保組合、協会又は中央会の場合

様式5による報告書に関係書類を添えて、翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。 (3) <u>中央会又は</u>健康会議の場合 様式5による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。 12～14 (略)	様式5による報告書に関係書類を添えて、翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。 (3) 健康会議の場合 様式5による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。 12～14 (略)
--	--

様式1 様式1 文 書 番 号 (元号) 年 月 厚生労働大臣 殿 都道府県知事 ○○ ○○ 令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の（変更）交付申請について 管内保険者協議会から提出された標記申請書について、その内容を審査した結果、適正であることを確認したので、下記により、補助金を交付されたく関係書類を添えて提出する。	様式1 様式1 文 書 番 号 (元号) 年 月 日 厚生労働大臣 殿 都道府県知事 ○○ ○○ 令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の（変更）交付申請について 管内保険者協議会から提出された標記申請書について、その内容を審査した結果、適正であることを確認したので、下記により、補助金を交付されたく関係書類を添えて提出する。
---	---

様式2

様式2

文 書 番 号
(元号) 年 月

厚生労働大臣 殿

〇〇健康保険組合理事長 〇〇 〇〇
 全国健康保険協合理事長 〇〇 〇〇
 国民健康保険中央会理事長 〇〇 〇〇
 〇〇県保険者協議会会長 〇〇 〇〇
 日本健康会議代表 〇〇 〇〇

令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の（変更）交付申請について

標記について、下記により補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

- 1 補助金申請額 金〇〇〇〇円
- 2 令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金所要額調書
 - (1. 保険者による糖尿病性腎症患者等の重症化予防事業の場合は、様式2別紙1及び様式2別紙1(内訳)、
 2. 保険者協議会中央連絡会開催事業及び日本健康会議開催等事業の場合は、様式2別紙2、様式2別紙2(概要)及び様式2別紙2(内訳)、
 3. 保険者協議会の運営等に係る事業の場合は、様式2別紙3、様式2別紙3(概要)及び様式2別紙3(内訳)、をそれぞれ添付)
- 3 令和7年度収入支出予算(見込)書抄本
- 4 その他、事業の内容に係る詳細な資料
- 5 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。

申 請 額	金	円(A)
前回までの交付決定額	金	円(B)
差引今回変更増△減額	金	円(A)－(B)

様式2

様式2

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇健康保険組合理事長 〇〇 〇〇
 全国健康保険協合理事長 〇〇 〇〇
 国民健康保険中央会理事長 〇〇 〇〇
 〇〇県保険者協議会会長 〇〇 〇〇
 日本健康会議代表 〇〇 〇〇

令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の（変更）交付申請について

標記について、下記により補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

- 1 補助金申請額 金〇〇〇〇円
- 2 令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金所要額調書
 - (1. 保険者による糖尿病性腎症患者等の重症化予防事業の場合は、様式2別紙1及び様式2別紙1(内訳)、
 2. 保険者協議会中央連絡会開催事業及び日本健康会議開催等事業の場合は、様式2別紙2、様式2別紙2(概要)及び様式2別紙2(内訳)、
 3. 保険者協議会の運営等に係る事業の場合は、様式2別紙3、様式2別紙3(概要)及び様式2別紙3(内訳)、をそれぞれ添付)
- 3 令和6年度収入支出予算(見込)書抄本
- 4 その他、事業の内容に係る詳細な資料
- 5 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。

申 請 額	金	円(A)
前回までの交付決定額	金	円(B)
差引今回変更増△減額	金	円(A)－(B)

様式2別紙1

令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 所要額調書

(保険者による糖尿病性腎症患者等の重症化予防事業)

組合コード	補助事業者名

(単位：円)								
事業区分	基準額	対象経費 支出予定額	寄附金その他の 収入額（見込）	差引額 B－Cの額	国庫補助金 基本額 AとDの値のうち少ない方	国庫補助金 所要額 Eに1/3の額の 千円未満を切り捨てた額	国庫補助金 既交付決定額	差引追加交付 （一部取消）申請額 F－Gの額
保険者による糖尿病性腎症患者等の重症化予防事業	A	B	C	D	E	F	G	H

- 1 組合コードについては、補助事業者が健康保険組合の場合のみ記載すること。
- 2 D欄については、B－Cの額を記載すること。
- 3 E欄については、A欄の額とD欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 4 F欄については、E欄の額に補助率（1／3）を乗じた額の千円未満を切り捨てた額を記載すること。
- 5 G欄及びH欄については、交付要額の7による変更申請手続の他は斜線を引くこと。
- 6 H欄については、F－Gの額を記載すること。

様式2別紙1

様式2別紙1

令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 所要額調書

(保険者による糖尿病性腎症患者等の重症化予防事業)

組合コード	補助事業者名

(単位：円)								
事業区分	基準額	対象経費 支出予定額	寄附金その他の 収入額(見込)	差引額 B－Cの額	国庫補助金 基本額 A・Dのうち少ない方の 額	国庫補助金 所要額 Eに1/3を乗じた額の 千円未満を切り捨てた額	国庫補助金 既交付決定額	差引追加交付 (一部取消)申請額 F－Gの額
保険者による糖尿病性腎症患者等の重症化予防事業	A	B	C	D	E	F	G	H

- 1 組合コードについては、補助事業者が健康保険組合の場合のみ記載すること。
- 2 D欄については、B－Cの額を記載すること。
- 3 E欄については、A欄の額とD欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 4 F欄については、E欄の額に補助率（1／3）を乗じた額の千円未満を切り捨てた額を記載すること。
- 5 G欄及びH欄については、交付要額の7による変更申請手続の他は斜線を引くこと。
- 6 H欄については、F－Gの額を記載すること。

様式2別紙1

令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 経費別内訳
(保険者による糖尿病性腎症患者等の重症化予防事業)

[illegible]

令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 経費別内訳
(保険者による糖尿病性腎症患者等の重症化予防事業)

基準額						対象証票支出予定額		(別紙1 B欄の内訳)	
(別紙1 A欄の内訳)									
健康対応症		生活習慣病							
実施人員(人)	基準価額(円)	所要額(円)	実施人員(人)	基準価額(円)	所要額(円)	内訳(円)		合計額 (円)	
2.年度中に保健指導から フォローアップまで実施 するもの			2.年度中に保健指導から フォローアップまで実施 するもの			報酬、共済費、賃金、給付費	1式 × =		
						旅費	1式 × =		
						通信費	1式 × =		
2.年度中に保健指導のみ を実施するもの	72,000		2.年度中に保健指導のみ を実施するもの	72,000		(注)旅費、研修費、印刷費、文書費、雑費等			
						役員費	1式 × =		
						(注)出張費、弁当料、雑費等			
	69,000			69,000		委託料	1式 × =		
1.年度保健指導のフォロー アップのみを実施す るもの			1.年度保健指導のフォロー アップのみを実施す るもの			使用料及び賃借料	1式 × =		
						備品購入費	1式 × =		
	3,000			3,000		負担金	1式 × =		
合計額(円)									

別紙1 A欄へ

別紙1 B欄へ

令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 所要額調書
(1000事業)

様式2別紙2

補助事業者名	

事業区分	基額額	対象経費 支出予定額	着付金その他の 収入額（元金）	差引額 B－Cの額	国庫補助金 基本額 下記3を参照	国庫補助金 所収額 Eの千円未満を 切り捨てた額	国庫補助金 既交付決定額	差引（追加交付 （一部交付））申請額 F－Gの額
	A	B	C	D	E	F	G	H
○○○事業								

- 1 括弧内及び事業区分の欄については、以下の事業名のいづれかを記載すること。
 - ・保健所協議会中央連絡会関係事業
 - ・日本健康会議関係等事業
- 2 別欄については、B-0の額を記載すること。
- 3 別欄については、事業区分が「保健所協議会中央連絡会関係事業」の場合は、A欄の額とB欄の額を比較して少ない方の額に補助率(1/2)を乗じた額を記載すること。事業区分が「日本健康会議関係等事業」の場合は、A欄の額とB欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 4 F欄については、B欄の額の千円未満を切り捨てて額を記載すること。
- 5 G欄及びH欄については、交付要綱の7による変更申請手続のほけは納税を引くこと。
- 6 H欄については、F-6の額を記載すること。

様式2別紙2

令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 所要額調書
(〇〇〇事業)

様式2別紙2

補助事業者名

事業区分	基準額	対象経費 支出予定額	寄附金その他の 収入額（見込）	差引額 B－Cの額	国庫補助金 基本額 下記3を参照	国庫補助金 所要額 Eの千円未満を 切り捨てた額	国庫補助金 既交付決定額	差引追加交付 （一部東京）申請額 F－Gの額
	A	B	C	D	E	F	G	H
○○○事業								

- 1 括弧内及び事業区分の欄については、以下の事業名をい「ずれれ」を記載すること。
 - ・保険者協議会中央連合会関係事業
 - ・日本健康保険協会関係事業
- 2 日額については、F-6の額を記載すること。
- 3 F欄については、事業区分が「保険者協議会中央連合会関係事業」の場合は、A欄の額とF欄の額を比較して少ない方の額に補助率(1/2)を乗じた額を記載すること。事業区分が「日本健康保険協会関係等事業」の場合は、A欄の額とF欄の額を比較してF欄の額を記載すること。
- 4 F欄については、F-6の額の千円未満を切り捨てた額を記載すること。
- 5 額及び円換については、交付要領の7による変更申請手続のほかは、換算をうくこと。
- 6 日額については、F-6の額を記載すること。

様式2別紙2

令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 事業概要
(○○○事業)

様式2別紙2（概要）

1. 事業計画書		事業概要	備考
事業区分	実施（予定）年月		
○○○事業			

※ 括弧内及び事業区分の欄については、以下の事業名のいずれかを記載すること。

- ・ 保険者協議会中央連絡会開催事業
- ・ 日本健康会議開催等事業

様式2別紙2（概要）

令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 事業概要
(○○○事業)

様式2別紙2（概要）

1. 事業計画書		事業概要	備考
事業区分	実施（予定）年月		
○○○事業			

※ 括弧内及び事業区分の欄については、以下の事業名のいずれかを記載すること。

- ・ 保険者協議会中央連絡会開催事業
- ・ 日本健康会議開催等事業

様式2別紙2（概要）

様式2別紙2（内訳）

令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 所要額調書
(○○○事業)

2. 事業計画書 (積算内訳)		
事業区分	積算内訳	対象経費 支出予定額
○○○事業		

- 1 括弧内及び事業区分の欄については、以下の事業名のいずれかを記載すること。
・保険者協議会中央連絡会開催事業
・日本健康会議開催等事業
- 2 額の記載にあたっては、円単位で記載すること。
- 3 積算内訳の欄については、交付要綱の対象経費科目に準じて記載すること。
- 4 対象経費支出予定額の欄については、積算内訳の合計の額を記載すること。
- 5 対象経費支出予定額の欄については、様式2別紙2のB欄へ記載すること。

様式2別紙2（内訳）

令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 所要額調書
(○○○事業)

様式2別紙2（内訳）

2. 事業計画書 (積算内訳)		
事業区分	積算内訳	対象経費 支出予定額
○○○事業		

- 1 括弧内及び事業区分の欄については、以下の事業名のいずれかを記載すること。
・保険者協議会中央連絡会開催事業
・日本健康会議開催等事業
- 2 額の記載にあたっては、円単位で記載すること。
- 3 積算内訳の欄については、交付要綱の対象経費科目に準じて記載すること。
- 4 対象経費支出予定額の欄については、積算内訳の合計の額を記載すること。
- 5 対象経費支出予定額の欄については、様式2別紙2のB欄へ記載すること。

様式2別紙2（内訳）

様式2別紙3

令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 所要額調書
(保険者協議会の運営等に係る事業)

補助事業者名									
(単位：円)									
対象事業	基準額	対象経費 支出予定額	寄附金その他の 収入額(専込)	差引額	補助率	国庫補助金 基本額	国庫補助金 所要額	国庫補助金 既交付決定額	国庫補助金 差引追加交付 (一部取崩)申請額
	A	B	C	B-Cの額 D	E	Aの会社額とD×Eの割合 止率を比較して少ない方 の額 F	Fの千円未満を切り捨てた額 G	H	G-Hの額 I
イ以外の事業					1/2				
イの事業					2/3				

- 1 B欄については、様式2別紙3（内訳）の合計の欄の額を記載すること。
2 D欄については、B-Cの額を記載すること。
3 E-I欄については、イ以外の事業とイの事業を合計した額を記載すること。
4 F欄については、A欄の会社額とD欄の額に補助率を乗じた額を記載すること。
5 G欄については、F欄の合計額の千円未満を切り捨てた額を記載すること。
6 H欄及びI欄については、交付要領の7による変更申請手続のほかに特例を引くこと。
7 I欄については、G-Hの額を記載すること。

様式2別紙3

様式2別紙3

令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 所要額調書
(保険者協議会の運営等に係る事業)

補助事業者名									
(単位：円)									
対象事業	基準額	対象経費 支出予定額	寄附金その他の 収入額(見込)	差引額	補助率	国庫補助金 基本額	国庫補助金 合計所要額	国庫補助金 既交付決定額	国庫補助金 差引追加交付 (一部取崩)申請額
	A	B	C	B-Cの額 D	E	AとDを比較して 少ない方の額×E F	Fの千円未満を 切り捨てた額の 会社額 G	H	G-Hの額 I
イ以外の事業					1/2				
イの事業					2/3				

- 1 B欄については、様式2別紙3（内訳）の合計の欄の額を記載すること。
2 D欄については、B-Cの額を記載すること。
3 E-I欄については、イ以外の事業とイの事業を合計した額を記載すること。
4 F欄については、A欄とD欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
5 G欄については、F欄の千円未満を切り捨てた額の合計額を記載すること。
6 H欄及びI欄については、交付要領の7による変更申請手続のほかに特例を引くこと。
7 I欄については、G-Hの額を記載すること。

様式2別紙3

令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 事業概要
(保険者協議会の運営等に係る事業)

1. 事業計画書		
事業区分	実施（予定）年月	備考
ア、保険者協議会の運営事業		
イ、データヘルス推進等事業		
ウ、特定健診に係る受診率向上のための普及啓発事業		
エ、特定健診等の円滑な実施のための事業		
オ、特定保健指導プログラム研修等事業		
カ、特定保健指導実施機関評価事業		
キ、特定健診と各種検診の同時実施促進事業		
ク、保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業		

※1 保険者協議会の運営については、備考欄に事業開始年度を記入すること。
※2 医師、保健師及び管理栄養士に対する特定保健指導のプログラム研修実施事業については、研修内容のわかる資料（実施要綱等）を添付すること。

様式2別紙3（概要）

令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 事業概要
(保険者協議会の運営等に係る事業)

1. 事業計画書		
事業区分	実施（予定）年月	備考
ア、保険者協議会の運営事業		
イ、データヘルス推進等事業		
ウ、特定健診に係る受診率向上のための普及啓発事業		
エ、特定健診等の円滑な実施のための事業		
オ、特定保健指導プログラム研修等事業		
カ、特定保健指導実施機関評価事業		
キ、特定健診と各種検診の同時実施促進事業		
ク、保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業		

※1 保険者協議会の運営については、備考欄に事業開始年度を記入すること。
※2 医師、保健師及び管理栄養士に対する特定保健指導のプログラム研修実施事業については、研修内容のわかる資料（実施要綱等）を添付すること。

様式2別紙3（概要）

令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 積算内訳
(保険者協議会の運営等に係る事業)

様式2別紙3 (内訳)

2. 事業計画書 (積算内訳)			(単位: 円)
事業区分	積算内訳	対象経費 支出予定額	
ア. 保険者協議会の運営 事業	① 保険者協議会の開催		
	② 医療費適正化計画への意見提出に係る保険者協議会の開催		
	③ 医療計画への意見提出に係る保険者協議会の開催		
	④ 専門部会等の開催		
イ. データヘルス推進等 事業			
ロ. 特定健診 ^注 に係る受 診率向上のための普及啓 発事業			
エ. 特定健診等の円滑な 実施のための事業			
オ. 特定保健指導プログ ラム研修等事業			
カ. 特定保健指導実施機 関評価事業			
キ. 特定健診と各種検診 の同時実施促進事業			
ク. 保険者とかかりつけ 医等の協働による加入者 の予防健康づくり事業	① かかりつけ医や地域社会との連携役の情報連携やその活用等の実施		
	② かかりつけ医と地域社会との連携役となる人材育成事業		
	③ 連携役の実績等の取組に対する評価・分析事業		
合 計			

- 1 額の記載にあたっては、円単位で記載し、合計欄も円単位で記載すること。
2 積算内訳の欄については、交付要綱の対象経費科目に準じて記載すること。
3 対象経費支出予定額の欄の合計額については、様式2別紙3のB欄へ記載すること。

様式2別紙3 (内訳)

令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 積算内訳
(保険者協議会の運営等に係る事業)

様式2別紙3 (内訳)

2. 事業計画書 (積算内訳)			
事業区分	積算内訳	対象経費 支出予定額	
ア. 保険者協議会の運営 事業	① 保険者協議会の開催		
	② 医療費適正化計画への意見提出に係る保険者協議会の開催		
	③ 医療計画への意見提出に係る保険者協議会の開催		
	④ 専門部会等の開催		
イ. データヘルス推進等 事業			
ロ. 特定健診に係る受診 率向上 ^注 のための普及啓 発事業			
エ. 特定健診等の円滑な 実施のための事業			
オ. 特定保健指導プログ ラム研修等事業			
カ. 特定保健指導実施機 関評価事業			
キ. 特定健診と各種検診 の同時実施促進事業			
ク. 保険者とかかりつけ 医等の協働による加入者 の予防健康づくり事業	① かかりつけ医や地域社会との連携役の情報連携やその活用等の実施		
	② かかりつけ医と地域社会との連携役となる人材育成事業		
	③ 連携役の実績等の取組に対する評価・分析事業		
合 計			

- 1 額の記載にあたっては、円単位で記載し、合計欄も円単位で記載すること。
2 積算内訳の欄については、交付要綱の対象経費科目に準じて記載すること。
3 対象経費支出予定額の欄の合計額については、様式2別紙3のB欄へ記載すること。

様式2別紙3 (内訳)

様式3

様式3

文 書 番 号

令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付決定通知書

都道府県保険者協議会

(元号) 年 月 日 第 号で申請のあった令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。){第6条第1項の規定により第6条第3項の規定により、修正のうえ}(元号) 年 月 日厚生労働省発保 第 号をもって下記のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事 ○○ ○○

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元号) 年 月 日厚生労働省発保 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に掲げる事業であり、その内容は{ (元号) 年 月 日第 号申請書記載のとおり } 2のとおり}である。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次表のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業区分	事業に要する経費	補助金の額
保険者協議会の運営等に係る事業	金 ○○○○ 円	金 ○○○○ 円

- 3 補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この補助金は、交付要綱の5に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

様式3

様式3

文 書 番 号

令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付決定通知書

都道府県保険者協議会

(元号) 年 月 日 第 号で申請のあった令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。){第6条第1項の規定により第6条第3項の規定により、修正のうえ}(元号) 年 月 日厚生労働省発保 第 号をもって下記のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事 ○○ ○○

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元号) 年 月 日厚生労働省発保 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に掲げる事業であり、その内容は{ (元号) 年 月 日第 号申請書記載のとおり } 2のとおり}である。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次表のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業区分	事業に要する経費	補助金の額
保険者協議会の運営等に係る事業	金 ○○○○ 円	金 ○○○○ 円

- 3 補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この補助金は、交付要綱の5に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

様式4

様式4

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 ○○ ○○

令和 7 年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金
に係る事業実績報告について

(元号) 年 月 日厚生労働省発保 第 号で交付決定を受けた
標記については、下記のとおり報告があり、その内容を審査した結果、適正と
認められるので、関係書類を添えて報告する。

様式4

様式4

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 ○○ ○○

令和 6 年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金
に係る事業実績報告について

(元号) 年 月 日厚生労働省発保 第 号で交付決定を受けた
標記については、下記のとおり報告があり、その内容を審査した結果、適正と
認められるので、関係書類を添えて報告する。

様式5

様式5

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇健康保険組合理事長 〇〇 〇〇
 全国健康保険協合理事長 〇〇 〇〇
 国民健康保険中央会理事長 〇〇 〇〇
 〇〇県保険者協議会会長 〇〇 〇〇
 日本健康会議代表 〇〇 〇〇

令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金
 に係る事業実績報告について

(元号) 年 月 日厚生労働省発保 第 号で交付決定を受けた標記に
 ついて、下記の関係書類を添えて報告する。

記

- 1 補助金精算額 金〇〇〇〇円
- 2 令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金精算額調書
 - (1. 保険者による糖尿病性腎症患者等の重症化予防事業の場合は、様式5別紙1及び様式5別紙1(内訳)、
 2. 保険者協議会中央連絡会開催事業及び日本健康会議開催等事業の場合は、様式5別紙2、様式5別紙2(概要)及び様式5別紙2(内訳)、
 3. 保険者協議会の運営等に係る事業の場合は、様式5別紙3、様式5別紙3(概要)及び様式5別紙3(内訳)、をそれぞれ添付)
- 3 令和7年度収入支出決算(見込)書抄本
- 4 その他、事業の内容に係る詳細な資料

様式5

様式5

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇健康保険組合理事長 〇〇 〇〇
 全国健康保険協合理事長 〇〇 〇〇
 国民健康保険中央会理事長 〇〇 〇〇
 〇〇県保険者協議会会長 〇〇 〇〇
 日本健康会議代表 〇〇 〇〇

令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金
 に係る事業実績報告について

(元号) 年 月 日厚生労働省発保 第 号で交付決定を受けた標記
 について、下記の関係書類を添えて報告する。

記

- 1 補助金精算額 金〇〇〇〇円
- 2 令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金精算額調書
 - (1. 保険者による糖尿病性腎症患者等の重症化予防事業の場合は、様式5別紙1及び様式5別紙1(内訳)、
 2. 保険者協議会中央連絡会開催事業及び日本健康会議開催等事業の場合は、様式5別紙2、様式5別紙2(概要)及び様式5別紙2(内訳)、
 3. 保険者協議会の運営等に係る事業の場合は、様式5別紙3、様式5別紙3(概要)及び様式5別紙3(内訳)、をそれぞれ添付)
- 3 令和6年度収入支出決算(見込)書抄本
- 4 その他、事業の内容に係る詳細な資料

様式5別紙1

令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 精算額調書
(保険者による糖尿病性腎症患者等の重症化予防事業)

組合コード	補助事業者名

(単位：円)

事業区分	基準額	対象経費 支出額	寄附金その他の 収入額	差引額	国庫補助金 基本額	国庫補助金 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	国庫補助金 精算額	差引過(△) 不足額
保険者による 糖尿病性腎症患者等の 重症化予防事業	A	B	C	B－C D	E AとBを比較して 少ない方の額	F Eに1／3を乗じた額 の円未満を切り捨てた額	G	H	I FとGの大きい 方の額	H－I J

- 1 組合コードについては、補助事業者が健康保険組合の場合のみ記載すること。
- 2 D欄については、B－Cの額を記載すること。
- 3 E欄については、A欄の額とD欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 4 F欄については、E欄の額に補助率（1／3）を乗じた額の千円未満を切り捨てた額を記載すること。
- 5 H欄については、実際に交付を受けた額を記載すること。
- 6 I欄については、F欄とG欄の少ない方の額を記載すること。
- 7 J欄については、H－Iの額を記載すること。

様式5別紙1

様式5別紙1

令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 精算額調書
(保険者による糖尿病性腎症患者等の重症化予防事業)

組合コード	補助事業者名

(単位：円)

事業区分	基準額	対象経費 支出額	寄附金その他の 収入額	差引額	国庫補助金 基本額	国庫補助金 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	国庫補助金 精算額	差引過(△) 不足額
保険者による 糖尿病性腎症患者等の 重症化予防事業	A	B	C	B－C D	E AとBを比較して 少ない方の額	F Eに1／3を乗じた額 の円未満を切り捨てた額	G	H	I FとGの大きい 方の額	H－I J

- 1 組合コードについては、補助事業者が健康保険組合の場合のみ記載すること。
- 2 D欄については、B－Cの額を記載すること。
- 3 E欄については、A欄の額とD欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 4 F欄については、E欄の額に補助率（1／3）を乗じた額の千円未満を切り捨てた額を記載すること。
- 5 H欄については、実際に交付を受けた額を記載すること。
- 6 I欄については、F欄とG欄の少ない方の額を記載すること。
- 7 J欄については、H－Iの額を記載すること。

様式5別紙1

様式5別紙1（内訳）

令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 経費別内訳
(保険者による糖尿病性腎症患者等の重症化予防事業)

基準額					対象経費支出額				
(別紙 1 A欄の内訳)					(別紙 1 B欄の内訳)				
糖尿病性腎症			生活習慣病		内訳 (円)				合計額 (円)
実施人員 (人)	基準単価 (円)	所要額 (円)	実施人員 (人)	基準単価 (円)	所要額 (円)				
6.年度中に保健指導からフォローアップまで実施したもの			6.年度中に保健指導からフォローアップまで実施したもの			報酬、共済費、賃金、報酬費	1式 ×	=	
						旅費	1式 ×	=	
						備用費	1式 ×	=	
	72,000			72,000		役務費	1式 ×	=	
6.年度中に保健指導のみを実施したもの			6.年度中に保健指導のみを実施したもの			(労務費、材料費、印刷費、文具材料費、印刷料)			
						委託料	1式 ×	=	
7.年度保健指導のフォローアップのみを実施したもの			7.年度保健指導のフォローアップのみを実施したもの			使用料及び賃借料	1式 ×	=	
						備品購入費	1式 ×	=	
						負担金	1式 ×	=	
	3,000			3,000					
合計額 (円)			合計額 (円)						

別紙 1 A欄へ

別紙 1 B欄へ

別紙1 A欄へ

別紙1 B欄へ

別紙5別紙1（内訳）

様式5別紙1（内訳）

令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 経費別内訳
(保険者による糖尿病性腎症患者等の重症化予防事業)

基準額						対象経費支出額					
(別紙1 A欄の内訳)						(別紙1 B欄の内訳)					
糖尿病性腎症			生活習慣病			内訳 (円)					
実施人員 (人)	基準単価 (円)	所要額 (円)	実施人員 (人)	基準単価 (円)	所要額 (円)						
1年度中に保健指導からしたものの			1年度中に保健指導からしたものの			報酬、共済費、賃金、報酬費	1式 ×		=		
						旅費	1式 ×		=		
						備用費	1式 ×		=		
2年度中に保健指導のみを実施したもの	72,000		2年度中に保健指導のみを実施したもの	72,000		(労務費、材料費、印刷費、文具材料費、印刷料)					
						役務費	1式 ×		=		
						(労務費、材料費、印刷料)					
						委託料	1式 ×		=		
3年度保健指導のフォローアップのみを実施したもの	69,000		3年度保健指導のフォローアップのみを実施したもの	69,000		使用料及び賃借料	1式 ×		=		
						備品購入費	1式 ×		=		
						負担金	1式 ×		=		
合計額 (円)			合計額 (円)								

別紙1 A欄へ

別紙1 B欄へ

別紙5別紙1（内訳）

様式5別紙2

令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 精算額調書
(〇〇〇事業)

補助事業者名

(単位：円)										
事業区分	基準額	対象経費の支出額	寄附金その他の収入額	差引額 B－C	国庫補助金基本額 下記3を参照	国庫補助金所要額 Eの千円未満を切り捨てた額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	国庫補助金精算額 Fとの少ない方の額	差引過不足額 H-I
〇〇〇事業	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J

- 1 括弧内及び事業区分の欄については、以下の事業名のいずれかを記載すること。
- ・ 保険者協議会中央連絡会開催事業
 - ・ 日本健康会議開催等事業
- 2 D欄については、B－Cの額を記載すること。
- 3 E欄については、事業区分が「保険者協議会中央連絡会開催事業」の場合は、A欄の額とD欄の額を比較して少ない方の額に記載すること。事業区分が「日本健康会議開催等事業」の場合は、A欄の額とD欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 4 F欄については、E欄の額の千円未満を切り捨てた額を記載すること。
- 5 H欄については、実際に交付を受けた額を記載すること。
- 6 I欄については、F欄とG欄の少ない方の額を記載すること。
- 7 J欄については、H－Iの額を記載すること。

様式5別紙2

様式5別紙2

令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 精算額調書
(〇〇〇事業)

補助事業者名

(単位：円)										
事業区分	基準額	対象経費の支出額	寄附金その他の収入額	差引額 B－C	国庫補助金基本額 下記3を参照	国庫補助金所要額 Eの千円未満を切り捨てた額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	国庫補助金精算額 FとGの少ない方の額	差引通(△) 不足額 H－I
〇〇〇事業	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J

- 1 括弧内及び事業区分の欄については、以下の事業名のいずれかを記載すること。
- ・ 保険者協議会中央連絡会開催事業
 - ・ 日本健康会議開催等事業
- 2 D欄については、B－Cの額を記載すること。
- 3 E欄については、事業区分が「保険者協議会中央連絡会開催事業」の場合は、A欄の額とD欄の額を比較して少ない方の額に補助率(1/2)を乗じた額を記載すること。事業区分が「日本健康会議開催等事業」の場合は、A欄の額とD欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 4 F欄については、E欄の額の千円未満を切り捨てた額を記載すること。
- 5 H欄については、実際に交付を受けた額を記載すること。
- 6 I欄については、F欄とG欄の少ない方の額を記載すること。
- 7 J欄については、H－Iの額を記載すること。

様式5別紙2

様式5別紙2（概要）
令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 事業概要
(○○○事業)

1. 事業実施報告書			備考
事業区分	実施年月	事業概要	
○○○事業			

※ 括弧内及び事業区分の欄については、以下の事業名のいずれかを記載すること。
・ 保険者協議会中央連絡会開催事業
・ 日本健康会議開催等事業

様式5別紙2（概要）

様式5別紙2（概要）
令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 事業概要
(○○○事業)

1. 事業実施報告書			備考
事業区分	実施年月	事業概要	
○○○事業			

※ 括弧内及び事業区分の欄については、以下の事業名のいずれかを記載すること。
・ 保険者協議会中央連絡会開催事業
・ 日本健康会議開催等事業

様式5別紙2（概要）

様式5別紙2(内訳)

令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 精算額調書
(○○○事業)

2. 事業実施報告書(積算内訳)		
事業区分	積算内訳	対象経費 支出額
○○○事業		

- 1 括弧内及び事業区分の欄については、以下の事業名のいずれかを記載すること。
 - ・ 保険者協議会中央連絡会開催事業
 - ・ 日本健康会議開催等事業
- 2 額の記載にあたっては、円単位で記載すること。
- 3 積算内訳の欄については、交付要綱の対象経費科目に準じて記載すること。
- 4 対象経費支出額の欄については、積算内訳の合計の額を記載すること。
- 5 対象経費支出額の欄の額については、様式5別紙2のB欄へ記載すること。

様式5別紙2(内訳)

様式5別紙2(内訳)

令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 精算額調書
(○○○事業)

2. 事業実施報告書(積算内訳)		
事業区分	積算内訳	対象経費 支出額
○○○事業		

- 1 括弧内及び事業区分の欄については、以下の事業名のいずれかを記載すること。
 - ・ 保険者協議会中央連絡会開催事業
 - ・ 日本健康会議開催等事業
- 2 額の記載にあたっては、円単位で記載すること。
- 3 積算内訳の欄については、交付要綱の対象経費科目に準じて記載すること。
- 4 対象経費支出額の欄については、積算内訳の合計の額を記載すること。
- 5 対象経費支出額の欄の額については、様式5別紙2のB欄へ記載すること。

様式5別紙2(内訳)

様式 5 別紙 3

令和 6 年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 精算額調書

(保険者協議会の運営等に係る事業)

補助事業者名											
(単位：円)											
対象事業	基準額	対象経費の支出額	寄附金その他の収入額	差引額	補助率	国庫補助金基本額 Aの合計額とD×Eの合計額を比較して少ない方の額	国庫補助金所要額 Fの千円未満の額を切り捨てた額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	国庫補助金精算額 GとHの少ない方の額	差引(△)不足額 I-J
イ以外の事業	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
					1/2						
イの事業					2/3						

- 1 B欄については、様式 5 別紙 3 (内訳) の合計の欄の額を記載すること。
- 2 D欄については、B-Cの額を記載すること。
- 3 E-I欄については、イ以外の事業とイの事業を合計した額を記載すること。
- 4 F欄については、A欄の合計額とD欄の額に補助率を乗じた額の合計額とを比較して少ない方の額を記載すること。
- 5 G欄については、F欄の千円未満の額を切り捨てた額を記載すること。
- 6 I欄については、実際に交付を受けた額を記載すること。
- 7 J欄については、G欄とH欄の少ない方の額を記載すること。
- 8 K欄については、I-Jの額を記載すること。

様式 5 別紙 3

様式 5 別紙 3

令和 7 年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 精算額調書

(保険者協議会の運営等に係る事業)

補助事業者名											
(単位：円)											
対象事業	基準額	対象経費の支出額	寄附金その他の収入額	差引額	補助率	国庫補助金基本額 AとDを比較して少ない方の額×E	国庫補助金 合計所要額 Fの千円未満を切り捨てた額の合計額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	国庫補助金精算額 GとHの少ない方の額	差引(△)不足額 I-J
イ以外の事業	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
					1/2						
イの事業					2/3						

- 1 B欄については、様式 5 別紙 3 (内訳) の合計の欄の額を記載すること。
- 2 D欄については、B-Cの額を記載すること。
- 3 E-I欄については、イ以外の事業とイの事業を合計した額を記載すること。
- 4 F欄については、A欄とD欄の額を比較して少ない方の額に補助率を乗じた額を記載すること。
- 5 G欄については、F欄の千円未満の額を切り捨てた額の合計額を記載すること。
- 6 I欄については、実際に交付を受けた額を記載すること。
- 7 J欄については、G欄とH欄の少ない方の額を記載すること。
- 8 K欄については、I-Jの額を記載すること。

様式 5 別紙 3

令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 事業概要
(保険者協議会の運営等に係る事業)

1. 事業実施報告書		
事業区分	実施年月	事業概要
ア. 保険者協議会の運営事業		
イ. データヘルス推進等事業		
ロ. 特定健診に係る受診率向上のための普及啓発事業		
エ. 特定健診等の円滑な実施のための事業		
オ. 特定保健指導プログラム研修等事業		
カ. 特定保健指導実施機関評価事業		
キ. 特定健診と各種検診の同時実施促進事業		
ク. 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業		

※ 1 保険者協議会の運営については、備考欄に事業開始年度を記入すること。
※ 2 データヘルス推進等事業については、成果物及び事業結果を公表したことがわかる資料を添付すること。
※ 3 医師、保健師及び管理栄養士に対する特定保健指導のプログラム研修実施事業については、研修内容のわかる資料（実施要綱等）を添付すること。

令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 事業概要
(保険者協議会の運営等に係る事業)

1. 事業実施報告書		
事業区分	実施年月	事業概要
ア. 保険者協議会の運営事業		
イ. データヘルス推進等事業		
ロ. 特定健診に係る受診率向上のための普及啓発事業		
エ. 特定健診等の円滑な実施のための事業		
オ. 特定保健指導プログラム研修等事業		
カ. 特定保健指導実施機関評価事業		
キ. 特定健診と各種検診の同時実施促進事業		
ク. 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業		

※ 1 保険者協議会の運営については、備考欄に事業開始年度を記入すること。
※ 2 データヘルス推進等事業については、成果物及び事業結果を公表したことがわかる資料を添付すること。
※ 3 医師、保健師及び管理栄養士に対する特定保健指導のプログラム研修実施事業については、研修内容のわかる資料（実施要綱等）を添付すること。

様式5別紙3（概要）

令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 積算内訳
(保険者協議会の運営等に係る事業)

2. 事業実施報告書（積算内訳）		(単位：円)
事業区分	積算内訳	対象経費 支出額
ア. 保険者協議会の運営事業	①保険者協議会の開催	
	②医療費適正化計画への意見提出に係る保険者協議会の開催	
	③医療計画への意見提出に係る保険者協議会の開催	
	④専門会等の開催	
イ. データヘルス推進等事業		
ウ. 特定健診 ^注 に係る受診率向上のための普及啓発事業		
エ. 特定健診等の円滑な実施のための事業		
オ. 特定医療指導プログラ ム研修等事業		
カ. 特定保健指導実施機関 評価事業		
キ. 特定健診と各種検診の 同時実施促進事業		
	①かかりつけ医や地域社会との連携役の情報連携やその活用等の実施	
	②かかりつけ医と地域社会との連携役となる人材育成事業	
	③連携役の実績等の取組に対する評価・分析事業	
合 計		
1 額の記載にあたっては、円単位で記載し、合計欄も円単位で記載すること。		
2 積算内訳の欄については、交付要綱の対象経費科目に準じて記載すること。		
3 対象経費支出額の欄の合計額については、様式5別紙3のB欄へ記載すること。		

様式5別紙3（内訳）

令和7年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 積算内訳
(保険者協議会の運営等に係る事業)

2. 事業実施報告書（積算内訳）		(単位：円)
事業区分	積算内訳	対象経費 支出額
ア. 保険者協議会の運営事業	①保険者協議会の開催	
	②医療費適正化計画への意見提出に係る保険者協議会の開催	
	③医療計画への意見提出に係る保険者協議会の開催	
	④専門会等の開催	
イ. データヘルス推進等事業		
ウ. 特定健診に係る受診率向上 ^注 のための普及啓発事業		
エ. 特定健診等の円滑な実施のための事業		
オ. 特定医療指導プログラ ム研修等事業		
カ. 特定保健指導実施機関 評価事業		
キ. 特定健診と各種検診の 同時実施促進事業		
	①かかりつけ医や地域社会との連携役の情報連携やその活用等の実施	
	②かかりつけ医と地域社会との連携役となる人材育成事業	
	③連携役の実績等の取組に対する評価・分析事業	
合 計		
1 額の記載にあたっては、円単位で記載し、合計欄も円単位で記載すること。		
2 積算内訳の欄については、交付要綱の対象経費科目に準じて記載すること。		
3 対象経費支出額の欄の合計額については、様式5別紙3のB欄へ記載すること。		

様式5別紙3（内訳）

様式6

様式6

文 書 番 号

令和 7 年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付額確定通知書

都道府県保険者協議会

(元号) 年 月 日厚生労働省発保 第 号で交付決定された令和 7 年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金については、(元号) 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、(元号) 年 月 日厚生労働省発保 第 号をもって交付額が金〇〇〇〇円に確定されたので通知する。

なお、超過交付となった金〇〇〇〇円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 18 条第 2 項の規定により、(元号) 年 月 日までに返還することを命じられたので併せて通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事 〇〇 〇〇

様式6

様式6

文 書 番 号

令和 6 年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付額確定通知書

都道府県保険者協議会

(元号) 年 月 日厚生労働省発保 第 号で交付決定された令和 6 年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金については、(元号) 年 月 日 第

号事業実績報告に基づき、(元号) 年 月 日厚生労働省発保 第 号をもって交付額が金〇〇〇〇円に確定されたので通知する。

なお、超過交付となった金〇〇〇〇円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 18 条第 2 項の規定により、(元号) 年 月 日までに返還することを命じられたので併せて通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事 〇〇 〇〇

様式 7

様式 7

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇健康保険組合理事長 〇〇 〇〇
 全国健康保険協会理事長 〇〇 〇〇
 国民健康保険中央会理事長 〇〇 〇〇
 〇〇県保険者協議会会長 〇〇 〇〇
 日本健康会議代表 〇〇 〇〇

令和 7 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日厚生労働省発保 第 号により交付決定を受けた令和 7 年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金について、令和 7 年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱 5 (8) の規定に基づき、次のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による額

金〇〇〇〇円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)

金〇〇〇〇円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

様式 7

様式 7

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇健康保険組合理事長 〇〇 〇〇
 全国健康保険協会理事長 〇〇 〇〇
 国民健康保険中央会理事長 〇〇 〇〇
 〇〇県保険者協議会会長 〇〇 〇〇
 日本健康会議代表 〇〇 〇〇

令和 6 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日厚生労働省発保 第 号により交付決定を受けた令和 6 年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金について、令和 6 年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱 5 (8) の規定に基づき、次のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による額

金〇〇〇〇円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)

金〇〇〇〇円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。